

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回 さど未来創造・戦略推進会議										
開催日時	令和4年6月29日（水） 午前10時から12時										
場所	市役所本庁3階大会議室										
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金効果検証 2 令和3年度地方創生推進交付金効果検証 3 第1期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（延長）効果検証 4 佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例(案) 5 離島振興計画策定に係るスケジュール等 										
会議の公開・非公開 （非公開とした場合は、その理由）	公開										
出席者	<p>・学識有識者ほか16名 （事務局）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">企画財政部総合政策課</td> <td style="width: 40%;">課長 笠井 貴弘</td> </tr> <tr> <td>企画財政部総合政策課政策推進室政策推進係</td> <td>係長 中川 直子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主任 松本 亜沙美</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主任 福嶋 雅麗</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主任 菊池 直之</td> </tr> </table>	企画財政部総合政策課	課長 笠井 貴弘	企画財政部総合政策課政策推進室政策推進係	係長 中川 直子		主任 松本 亜沙美		主任 福嶋 雅麗		主任 菊池 直之
企画財政部総合政策課	課長 笠井 貴弘										
企画財政部総合政策課政策推進室政策推進係	係長 中川 直子										
	主任 松本 亜沙美										
	主任 福嶋 雅麗										
	主任 菊池 直之										
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料No.1 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金効果検証 ・資料No.2 令和3年度地方創生推進交付金効果検証 ・資料No.3 第1期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（延長）効果検証 ・資料No.4 佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例（案） ・資料No.5 離島振興計画策定に係るスケジュール等 										
傍聴人の数	3名（報道機関含む）										
備考											

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
総合政策課 松本	<p>それでは定刻になりましたので、第1回さど未来創造・戦略推進会議を始めさせていただきます。要綱に基づきまして、会議進行は座長が進行することとなっておりますが、座長が選任されるまでの間、事務局で進めさせていただきます。それでは、次第に従いまして、1.開会ということで総合政策課長より挨拶申し上げます。</p>
総合政策課長	<p>昨年に引き続き、お忙しいところ推進会議にご参画いただきありがとうございます。今年度は、まち・ひと・しごと創生の総合戦略等の関係で効果・検証を皆様をお願いしたいと考えております。また、本日の資料4の条例案につきましては、昨年から条例制定に向けて内外部より意見をいただきながら準備をしているところですが、その背景としましては、昨年3月には持続可能な島づくりを目指した市の最上位計画、総合計画が策定されました。また、5月20日にはSDGs未来都市の選定を受けました。これらを推進していくためには、持続可能な島づくりに向けて市民・事業者等と一体になって取り組むという観点が重要であると考えています。ぜひ皆様のご協力のもと、今年度内にこの推進条例をかたちしたいと考えております。</p> <p>もう一点、資料5の関係ですが、今年度内に離島振興計画の改定を予定しております。計画自体はこれまでの計画を下地にして、法改正を踏まえ、新たな時代背景に合わせた見直しをする予定です。これにつきましても、皆様にご意見等をいただきながら策定していきたいと考えておりますので、一年間よろしく申し上げます。</p>
総合政策課 松本	<p>それでは、次第に従いまして進めていきたいと思っております。</p> <p>座長の選任についてですが、さど未来創造・戦略推進会議開催要綱第4条の規定により、参加者の互選により選任することとなっております。</p> <p>それでは、座長に立候補される方、あるいは推薦される方はいらっしゃいますか。</p> <p>立候補、推薦がないようですので、事務局の案といたしましては、H氏へお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。異議がないようですので、H氏へお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、H氏よろしく申し上げます。</p>
座長	<p>座長に選任されたHです。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは次第3の協議に入ります。</p> <p>次第3. 協議事項①について事務局から説明をお願いします。</p>
総合政策課 菊池	資料No.1_令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金効果検証（案）をご覧ください。

この地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止はもとより、感染拡大の影響を受ける地域経済及び住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的に、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施するために創設されたものです。また、内閣府より、事業終了後に外部有識者等を含めたなかで実施状況及びその効果を検証し、公表することが求められています。

まず、1. 評価・検証の目的をご覧ください。令和2年度に佐渡市が実施した事業は全部で81あります。目的に応じてⅠ～Ⅳに分類されています。令和2年は全国的にも感染拡大が初期段階ということもあり、Ⅰ.感染症拡大防止の取組が全事業の約半数（45事業）を占めております。なお、Ⅰ～Ⅳ.それぞれの個別事業の評価・検証は、主要施策のみ後述させていただきます。

続いて、2. 評価・検証の結果です。

まず、Ⅰ.感染症防止への取組については、(図1)に記載のとおり、公共施設はじめ多く場所で感染対策が図られ、利用者の安心・安全に貢献したほか、身近な施設等で環境整備が進むことで、一人ひとりが感染対策を徹底するきっかけになったものと考えております。結果として、令和2年度における佐渡市内の感染者数は3名と抑えられております。

Ⅱ.雇用維持及び事業継続への取組をご覧ください。生活困窮者や子育て世帯に対し、「特別定額給付金」や「ひとり親世帯臨時特別給付金」、緊急小口支援等を実施することで、(図3)のとおり、コロナ関連の生活保護申請件数は比較的低値で推移しており、一定の効果があつたと思われまふ。また、国による雇用調整助成金の活用等により、(図4)のとおり市内有効求人倍率は1倍以上を保持しております。

Ⅲ.地域経済活動の回復をご覧ください。まず、(図5)では令和2年度（2020年度）と2019年度の佐渡航路輸送実績を比較しております。これは島内の経済活動は、島外からの人・モノの移動に大きく影響されることから参考として掲載しております。緊急事態宣言の発出により、令和2年4月～5月にかけて大きく利用実績が落ち込んだほか、観光シーズンの7月～8月にかけても、同様の落ち込みが見られます。また、10月から12月にかけてGo to キャンペーンの実施により、一時的にコロナ前まで回復しております。また、令和2年（2020）度末の実績は対前年比で100%を超えておりますが、前年3月頃に既にコロナ影響が始まっていたことから、引き続きコロナの影響が続いていることを表しております。これら島外需要の落ち込みに併せて、島内需要喚起として令和2年6月及び7月から「出前・テイクアウト応援

	<p>事業」や「プレミアム商品券発行事業」をそれぞれ実施し、市内飲食店や小売業など地域経済活動の回復に向けて支援したほか、観光宿泊業に対しましても「島民・県民を対象とした宿泊施設利用促進事業」により、地域経済活動の回復に貢献したものを考えております。</p> <p>IV.社会経済構造の構築については、新型コロナウイルス感染症拡大といった社会経済の大きな変化に対応すべく、GIGA スクール構想推進と併せてタブレットを導入し、子どもの学びの場を確保しました。</p> <p>最後に3. 個別事業の評価をご覧ください。ここでは、個別事業のうち主要施策について2事業ご紹介いたします。まず、No.3 緊急事業継続支援費をご覧ください。令和2年度臨時交付金の活用実績としては約15億円ありますが、このうち約5億円を本事業が活用しております。経営が悪化した事業所に対し、事業継続の支え・再起の糧とすることを目的に事業全般に対して幅広く使われており、売上の減少に応じて国の持続化給付金に上乗せして支援しております。次にNo.15をご覧ください。こちらはプレミアム商品券発行事業となります。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける島内経済の活性化に向けて、プレミアム率40%を付与した商品券を発行し、島内企業での消費喚起を図ることを目的としております。</p> <p>総論としては、感染症拡大防止をはじめ臨時交付金の交付目的を概ね達成している一方、雇用維持・事業継続支援については、特に島内事業者で感染拡大の影響がどの程度あったか、迅速な状況把握が難しいといった課題があります。また、今後については、コロナ影響の長期化により、人・モノの移動が停滞することが予想されることから、基幹産業の一つである観光・宿泊業などの地域経済活動の回復状況を注視しながら、前もって政策を講じていく必要があると考えております。</p> <p>なお、一昨日開催された推進本部会議（内部会議）において、個別事業の成果・効果ならびに評価検証について、より精緻な分析が必要等との指摘がありましたので、定量的な評価を加えた上で、再度、本推進会議にお話ししたいと考えております。従いまして、本日、配布した資料については検証内容としては十分ではないですが、ご意見、ご指摘があればお願いしたいと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
A 氏	<p>III 地域経済活動の回復について、輸送実績がコロナ影響前まで回復していないとのご報告がありました。これに対して行政が様々な施策を講じることである程度経済をまわしていく、そして島内外の経済を結びつけるよう取り組んでいるが、市は現段階でどのように現状を捉えているのか、この辺りの感度について教えていただきたい。</p>

<p>総合政策課長</p>	<p>令和2年度4月に緊急事態宣言が発令され、新型コロナ対策につきましては未知のケースであり、どのように対処すべきか試行錯誤がありました。当初、消毒液やマスクなど、どの程度の感染対策を講じれば防止できるのか見えづらく、また、経済の落ち込みも、どのよう間隔で生じるのか見えにくいなか、状況に合わせて対策を細かに積んでいった一年でありました。</p> <p>各地方の感染状況によって厚みを持たせるべき箇所は違いますが、全般的にどの市町村も先行的に取り組んでいる自治体の例を参考にしながら、市民・事業者に負担が生じないように工夫していたと思います。令和3年、令和4年とコロナ対策を続けていくなかで、はっきりしてきたのは、ある程度コロナ対策が定着してきたことで、換気や手洗い、マスクなど市で実施すべき施策や事業費等は試算しやすくなったのではないかと感じています。</p> <p>一方、観光客など島外から来島する方は、どこの観光地でもそうでしたが、外出控えがありました。島民も通院など緊急性があるもの以外は、人の移動が少なかったと認識しています。しかし、Go to トラベルなどで国・県の施策が動いてくると人が流入してくるため、島内で感染拡大した場合の医療の課題もあります。また、地元の祭り等のイベントは2年間できていません。これからはイベントも実施する方向で動いています。現在は、どちらかという物価高に対して経済的対策をどのように講じていくか、慎重に吟味して対策を講じていく必要があると考えています。</p>
<p>B氏</p>	<p>先程の説明では漁業関係について、あまり触れていなかったもので、別な点について確認したい。3月まで小学校の運営評議員を拝命しており、この3年間、コロナで学校が相当痛めつけられた状況。特に自分たちが何もできない状況でどのように対応すべきか、先生や地域も悩んでいた。資料では、主にマスク等の物資面での支援はあったと思われるが、子どもたちの精神面をケアする施策を講じていただきたい。</p>
<p>C氏</p>	<p>有効求人倍率が低下しなかった理由は何か。</p>
<p>G氏</p>	<p>有効求人倍率は、仕事を探している方と求人数の割り算になる。求職者は一定数いる。現在も人手不足を起因として求人倍率が上昇している。ここで注目したいのは、目立った落ち込みがなかったなかつたということ。逆にいうと、会社の求人活動が止まってしまうと、求人が減ってしまう。もしくは求職者が多くなることで、求人数が変わらなくても求人倍率がグッと下がってしまうことがある。ある程度、雇用調整助成金や市事業による効果があったと認識している。</p>
<p>D氏</p>	<p>事業No.85の住宅リフォーム事業について、事業中止となった理由に</p>

	ついて教えていただきたい。
総合政策課 菊池	中止理由について確認して後日回答させていただきたい。
座長	恐らく、資金関係など様々な理由で辞退されたものと思われる。あるいは、事業決定前に工事を始めてしまったなどが考えられる。
E 氏	観光分野で追加説明させていただきたい。基本的にコロナ禍の観光対策は Go to トラベル以外はマイクロツーリズムの推進である。資料にもあったように島民・県民限定の宿泊プランなど状況に併せて範囲を拡大しながら、県単位あるいはブロック毎で観光推進を図ってきた。その結果、入込数はコロナ前の半分ぐらいであったが、一人当たりの消費額は比較的近場からの観光客であったことから、相当減少しており、経済効果の落ち込みは半数以上になる。ただ、佐渡は離島であるからこそ、交流機構では地域通貨「だっちゃコイン」をデジタル上で持っている。もともとインバウンド向けに佐渡では両替ができないので、ポイントに替えて消費拡大を狙ったものであったが、コロナ禍で非接触のアプリで運用転換した。これに併せてクリーン認証制度を日本で最初に制定・展開することで、安全な観光地として修学旅行はコロナ前より増える結果となった。
F 氏	コロナ禍で大きな事業所が休業するような事例は1社もない。また、国・県はじめ市の補助事業があり、雇用維持もできている。
G 氏	近年、有効求人倍率は1倍を超えており、やや人手不足となっている。ただ、佐渡は平成30年まで1倍を切っていたことから、それ以降は1倍以上をキープしている状況。また、雇用調整助成金は高止まりの状態が続いている。市でも雇用調整助成金に連動した施策を講じていると思うが、現在も続いているとの理解でよいか。
総合政策課 松本	名称は変わっていると思うが、別な形で継続している。
G 氏	(雇用調整助成金) 補助金については、コロナ禍の特例により、令和4年9月まで継続する予定である。
I 氏	事業評価について、概ね達成と達成の違いについて教えていただきたい。
総合政策課 菊池	先日の推進本部会議でも指摘された点であるが、この評価は各事業課の主観で判断されたものであり、より定量的に達成状況を判断できるよう、例えば目標に対してどの程度成果があったか、達成したパーセントで達成状況を記載できるよう、再評価したいと思います。
I 氏	KPI をすべて定量的に評価するのも難しいと思われる。定性的な施策もあることから、例えば数字としては達成しているものの、主観として概ね達成としているのであれば、コメントに反映していただきたい。
総合政策課 菊池	承知しました。

J氏	コロナ禍における移住政策、移住の現状について情報共有させていただきたい。この2年間、下見で来島された方も少なかったが、全国から相談に対応できるように改善した。昨年度503名のUIターンがあったが、そのうち326名が40歳未満であり、若い方の移住が増えてきた。これは、生活様式や働き方の多様化が進んだ結果と認識している。現在、佐渡で起業している方は、移住後、平均4～5年経過している。したがって、昨年326名の移住があったので、今後4～5年定住して、新たに起業してくれるのではと期待している。
K氏	この報告書は、ある特定の事業に対してどのような効果であったかということを求められているとの認識でよいか。
総合政策課 菊池	その通りである。事業毎に評価・検証を記載する必要がある。
K氏	コロナでどのようなことがあったのか、どこかにまとめられていると良い。先程、漁業について記載がないとの話があったが、例えば漁獲量が下がり、かなりインパクトがあった。見えていない部分が整理されると良い。ただ、これをまとめるのはとても大変である。また、移住のようにコロナ禍でプラスに働いた部分も整理されていると良い。このような状況を整理し、課題解決に向けて事業が使われたとした方が分かりやすい。
座長	コロナ禍で手探り状態のなか、どのような事業が効果的であるのか、それからやる前とやった後でどのような変化があったのか、「はじめに」などで触れられると良い。
総合政策課 菊池	承知しました。
L氏	これは内閣府の補助金か。それとも総務省か。
総合政策課 松本	総務省で要綱等制定されているが、内閣府と一緒に実施している事業になる。
L氏	報告書は総務省に提出するのか。
総合政策課 松本	内閣府と思われる。まず、自治体のホームページで公表し、必要に応じて提出が求められる旨、通知があった。
L氏	今回は令和2年度の報告であるが、令和3年度以降も同様の予算は来ているのか。
総合政策課 松本	令和3年、令和4年と同様に予算措置されている。現在、令和2年度の効果・検証をしているか補足すると、令和2年度の事業のうち一部が翌年度に繰り越されており、そのすべてが完了してからが実績報告、効果・検証となる。したがって、令和3年度事業も一部繰り越しがあるので、評価・検証は令和5年度を想定している。
L氏	コロナ禍のインパクトに対する対応としては、概ね良好な結果が出ていると思う。また、政策としても佐渡に限らず他市町村も同様と思われる。今、話があったように令和3～4年度に同様の予算があった

	<p>とすると、性質が異なった政策、すなわちポストコロナに向けた政策が増えていると感じている。資料の中で、令和2年度は基本的に防御一辺倒で未来に向けたものではなかったが、IV. 社会経済構造の構築のなかで、子どもたちの教育に関する取組があった。令和2年度には実施できなかったが、令和3年度以降、ポストコロナに向けて、より強靱な市の運営に向けた取組があれば教えていただきたい。</p>
総合政策課 松本	<p>ご指摘のとおり、令和2年度は感染防止が交付金活用の中心であった。令和3年度は経済を回す施策を中心に、全体で89事業が実施されている。令和2年度から引き続き実施している施策もあれば、新たな取組もある。</p>
L氏	<p>漁獲や宿泊事業などの声も含めて政策決定していただきたい。また、SDGs 未来都市に絡めた形もあると承知している。</p>
M氏	<p>家庭内もコロナのインパクトが相当あった。例えば、子育て世帯の給付が世帯主に対して行われることで生じる問題があった。家庭内暴力の場合、一定のルールに基づき住民票を移すことで世帯主でなくても給付されることもできたが、経済的DVやモラルハラスメントなど見えない暴力を受けている場合に大きなインパクトがあり、離婚に繋がったケースが3件あった。給付金については、大変な作業になるが、細かな事情まで理解した上で実施していただけるよう配慮いただきたい。また、タブレット端末の配布については、学校によって活用の有無に大きな差がある。コロナ禍で、学校側が学んだことが次にどのように活かされるのか、非常に不安である。</p>
総合政策課長	<p>給付金については、できるだけ迅速にといった背景もありました。担当は丁寧に対応されていたと思いますが、防げたのであればもっときめ細かな対応が必要であったのかもしれない。</p>
N氏	<p>生活保護申請について、コロナ関連の申請とは、どのような定義か。</p>
総合政策課 菊池	<p>確認して、後日ご報告させていただきます。</p>
座長	<p>恐らくコロナ関連の経営難等で収入が極端に減ったこと等が挙げられると思われる。正確なところは、事務局で確認いただきたい。</p>
O氏	<p>国の交付金でトイレの洋式化を実施したが、これは実施主体に負担はなかったのか。また、学校のトイレ洋式化はどのように考えているか。</p>
総合政策課長	<p>新型コロナに関連する臨時交付金は、国から市町村に交付限度額が示され、その額の中で市町村が対策を講ずべき事業を実施する流れになります。従って、限度額内に収まるのであれば、事業費と交付金は一致し、いわゆる市の持ち出しなし、10/10補助で実施することが可能ではあります。</p>

	<p>また、小中学校の洋式化は既に進んでいると認識しています。空調についても、数年前一斉に整備しており、現時点では、新たに複式学級となった学校においてエアコン設置を進めているところです。</p>
P 氏	<p>3月まで農林水産振興部で新規就農の関係に従事していたが、UI ターンにより新規就農したいといった方が増えてきた。</p>
座長	<p>商工会では、今までコロナに対して守りの姿勢で取り組んできた。これからは、攻めの姿勢で経済を回していかないといけない。観光業、宿泊業、飲食などのサービス業が互いにまわるような仕組みを公的な取組として補助していただけるとありがたい。</p>
座長	<p>続いて、協議事項2に移りたいと思います。それでは事務局からご説明をお願いいたします。</p>
総合政策課 松本	<p>地方創生推進交付金につきましては、交付金制度要綱第11条及び第12条に基づき事業の評価を行うこととなっております。また、実施計画において、さど未来・創造戦略推進会議にてPDCAサイクルによる検証を行うこととなっております。</p> <p>では、資料No.2をご覧ください。令和3年度につきましては、4本の事業を実施しました。内、左側のNo.1からNo.3につきましては、令和3年度が計画期間の最終年となっております。No.4につきましては令和3年度から3か年の計画となっております。</p> <p>では、少し事業の概要について説明します。</p> <p>No.1 佐渡戦略産品ブランド化プロジェクトは、米、柿など本市の戦略産品を、佐渡米未来プロジェクト「品質向上一等米比率90」に取り組む佐渡農業進行連絡会などの関係機関と連携し、さらなる品質の向上と高付加価値化を進めました。また、品質向上、高付加価値化と新規の販路開拓を一本化させ、「環境に配慮した佐渡産品ブランド化」の確立を目指しました。</p> <p>No.2 新たな観光資源開拓×佐渡版 DMO 戦略的観光地域づくりプロジェクトにつきましては、本市を代表とするトキや金銀山など、佐渡に特質すべき3つのプログラム（世界文化遺産登録、日本ジオパーク、世界農業遺産）を活かして、佐渡のファンなど地域に人を呼び込むため、豊かな自然、歴史、文化、芸能、食をはじめとする地域の観光資源の魅力を発信しました。多様な地域資源を活かした「地域づくり」、「まちづくり」の実現を目指し、交流人口、関係人口の拡大を図りました。</p> <p>No.3 歴史と文化が薫り 自然と人が共生できる美しい島づくりにつきましては、最大の資源である3つのプログラムを活かして、「見物」にと</p>

	<p>どまらず、「参加・体験型」プログラムによって、より佐渡の魅力を感じるモデルコースを設置しました。また、島内の子どもたちにとっても、3つのプログラムを通して貴重な資源に触れられる機会を積極的に設けて郷土愛の醸成を図りました。</p> <p>最後にNo.4島の作物まるごと SADOSAN ブランド化構築事業については、安心・安全で、産地として信頼されるよう環境に優しい栽培に取り組んでいる「耕畜連携」による土づくりから「オール佐渡産」にこだわった園芸作物のブランドを構築し、『島の作物まるごと SADOSAN ブランド化』を目指しました。園芸作物のブランド化により、付加価値を高め、他産地との差別化販売により持続的な生産体制を維持し、地域の業の魅力向上、地域力の再生を図りました。</p> <p>各事業に係る KPI 実績は記載のとおりとなっています。No.2 については、差替え資料となります。KPI③の単位と目標値に誤りがありました。また、KPI③が目標に対して未達成であった理由についても追記しております。</p> <p>No.2、③は観光振興メニューとなっており、令和3年度をもって観光メニューがすべて満了となるため、No.3については内容を深化・高度化し、令和4年度より“持続可能な観光地域づくりを目指した「佐渡版 MaaS」実証事業”として、新たに3か年当該交付金を活用し、事業を進めております。</p> <p>以上、4事業が令和3年度に実施した事業となります。総論としては、各課が予算事業を個々に実施している状況にあり、政策連携が図られていないといった実態でした。内閣府からは3か年計画で交付金をいただいているが、前年度の振り返りがされておらず、PDCAサイクルの改善が今後必要であると認識しています。</p> <p>また、臨時交付金と同様、一昨日の本部会議において PDCA の C である検証が行われていないため、A（アクション）が改善に繋がっていない。また、数字的な分析が乏しいとの指摘を受けており、現在各課に作業を依頼しているところです。改めて内容が整いましたら、お示ししたいと考えております。本日本配布した資料でご意見・ご指摘があればお願いしたいと思います。以上です。</p>
A 氏	<p>補足になるが、一等米比率については佐渡農協管内で90%を達成しており、昨年度はプロジェクトとして効果があったと思われる。また、認証米の販売については、加算金販売をしているものの新たな販</p>

	<p>売取扱店の開拓がまだまだ課題があり、農協としても取扱いを拡大していく戦略を講じていきたい。</p>
座長	<p>今ほどの意見を参考にしながら、進めていただきたい。</p>
総合政策課 松本	<p>承知しました。</p>
B 氏	<p>自然と共生できる地域づくりに関連するが、最近佐渡はトレッキングが多くなっており、それを目当てとした観光客も増加している。これは観光と山を大事にするという要素も含めて、自然と共生という点ではトレッキングに対する情報収集、補助等も検討いただきたい。</p>
総合政策課 松本	<p>文書には、トレッキングの文言は出てきていないが、No.2でトレッキングに関する経費が含まれている。案内や、活動に対する支援として含まれている。</p>
総合政策課長	<p>一点、補足させてください。そもそも皆さまに「地方創生推進交付金とは」といった説明が不足しておりました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和2年度から継続していますが、地方でコロナ対策を実施する場合に国が交付する財源になります。</p> <p>今、ご審議いただいている地方創生推進交付金につきましても、一定要件を満たす必要はあるものの、市町村が地方創生に資する取組をするなかで、国が事業費の1/2を交付するものです。観光面においては、毎年ターゲットや取組が変化しているので、交付金を活用しながら施策に反映している状態です。</p>
E 氏	<p>令和3年度の交付金事業になるが、予算編成段階では令和3年度中にはインバウンド需要が回復する前提であったので、目標と実績に乖離があります。今年、世界的にインバウンドが回復する見通しがあり、今月に入り Zoomなどで海外事業者とやり取りを再開している。佐渡には台湾の観光客が一番多く、その次がアメリカである。アメリカのニュースを見ると、皆マスクをしておらず、あまりコロナ対策をしていない様に見えるが、実はアメリカはすごく厳しい。感染症対応に係る全てを数値化しないと旅行商品を造ることができない。例えば、島内のコロナ病床は何床あるか。陽性が判明した場合、どのように病院まで搬送するのか。その一つ一つを確認しないといけない。従って、交付金の主旨だけで進めていくと外国のニーズから外れてしまう恐れがある。来年度や今年度の補正を睨みながら、組み替えていく必要がある。以上です。</p>
座長	<p>新しい事業を行う場合には、観光交流機構もそうかもしれないが、各課で研究しながら施策を進めていただきたい。</p>
総合政策課 松本	<p>承知しました。</p>
L 氏	<p>国から1/2補助を受ける場合、残り1/2は自主財源を充てないとい</p>

	<p>けない。今回、どのような方針で税源を確保しているのか。大学の場合、国から3年のサポートをもらった場合、その後も自己財源で事業を継続しないといけないというのが基本的な考えである。今回、3つの事業については3年で終了することとなるが、続きのサポートはあると考えているのか。</p>
総合政策課長	<p>残りの1/2については市の一般財源になりますが、事業によっては地域振興基金や過疎基金など、一般財源分に目的に沿った貯金を取り崩しながら運用できるものもあります。</p> <p>市の負担が軽減されるように平準化して予算編成しているところです。できる限り内容をブラッシュアップしながら地方創生推進交付金以外の財源も模索しながら、できるだけ国費を獲得するような工夫に努めています。</p>
座長	<p>続いて協議事項③に移ります。</p>
総合政策課 松本	<p>まず、資料No.3追加配布は令和3年度の個別KPIの表となるので、後ほどご覧ください。それでは資料No.3をご覧ください。第1期佐渡市総合戦略については平成27年に5か年計画として策定し、平成31年度に計画期間が満了しております。当初、令和2年度より次期将来ビジョンに統合される予定でしたが、最上位計画が「佐渡市総合計画」に変更されたことに伴い、別で改めて策定することとなりました。また、交付金を活用する都合上、第1期を令和2年度から3年度延長しました。5か年の効果検証は、すでに報告し、ホームページ等で公開しています。今回は、延長した2か年についての効果検証を別紙のとおりまとめました。</p> <p>効果・検証については、4つの大きな枠でまとめております。KPI全体については追加配布資料に記載しておりますが、総数は50件になります。このうち、4つの基本目標に係るKPIが10件。各施策に係るKPIが40件となっております。これらについては、目標に対して実績が100%達成しているものは、達成。80%以上100%未満のものは概ね達成。達成していないものは未達成。その他、現時点で把握できないものは調査中としております。</p> <p>KPI50件のうち、達成は14件(28%)。概ね達成が5件(10%)。未達成が28件(56%)。調査中が3件(6%)ということで、未達成が半数以上を占めております。平成27年度に作成して、5年間を終えて2年延長し、計7年間実施したにもかかわらず、未達成が半数以上という結果となっております。</p> <p>基本目標毎の達成度については、基本目標1.2及び4については、概ね達成しているもの一方で、基本目標3については、十分に効果が発現していないと認識しております。</p>

	<p>続いて、平成 27 年度から平成 31 年度でまとめたものと、今回延長したものの比較になります。全 50 件のうち達成が 15 件、延長した 2 年は 14 件ということで、前回より達成率は低くなっております。しかしながら、基本目標の KPI については、平成 27 年度から平成 31 年度の達成・概ね達成は、3 件であったのに対し、延長後は 6 件となっております。</p> <p>最後に、昨年度末に策定しました第 2 期総合戦略が令和 4 年度よりスタートしております。第 2 期については、本推進会議を通して、KPI の進捗管理をしていくとともに、定期的・多角的な評価を行うことで必要に応じて KPI を見直していくことが必要と認識しております。また、情報共有として、昨年策定した第 2 期総合戦略については、6 月に「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、国は、年内を目途に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）を策定する予定です。地方においては、策定された総合戦略に基づき、目指すべき地方像を再構築し、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂に努めなければならないこととされています。</p> <p>本市においても、第 2 期を策定したばかりですが、国の改訂内容を勘案し、年明けに改訂する予定です。</p>
座長	<p>評価するにあたって、もともとの KPI 自体、適当だったのかといった部分もあると思う。</p>
総合政策課 松本	<p>第一期については、平成 27 年度から一回も見直されていないことが、一番大きい。第 2 期については、そこを注意しながら実施していきたい。</p>
座長	<p>それでは続きまして協議事項④についてご説明ください。</p>
総合政策課長	<p>資料No.4-1 と 4-2 をご覧ください。</p> <p>佐渡市の総合計画が策定されたことや SDGs 未来都市の選定、環境省の脱炭素先行地域の選定を受けたこと、これら全てにおいて環境のみならず、持続的な島づくりを目指した理念のもと、環境・経済・社会が好循環する仕組みを構築していく必要があると考えています。佐渡市の施策についても、このような視点で組み立てています。</p> <p>こうしたなか、理念条例を定めて、市民・事業者・行政など、多くのステークホルダーが佐渡で一致団結できるような条例を作っていきたいと考えています。</p> <p>昨年中の意見等に基づいて、見直したものが資料No.4-1 になります。先般の庁内会議では、SDGs を強く全面に出すか、地域循環共生圏の在り方を打ち出していくのか、明確化すべきとの意見がありました。これに関連し、先行事例として新潟県妙高市が 9 月議会に向けて</p>

	<p>SDGs 推進条例を上程する予定と伺っております。また、もっと早い自治体では北海道下川町などで SDGs や環境未来都市を進めていくなかで、理念条例を策定し、先んじて取り組んでいる自治体もあります。</p> <p>事務局としましては、他自治体の事例を参考にしつつ、方向性を明確にして修正してまいります。本日は、資料No.4-1 を見ていただくなかで、ご意見を賜りたいと考えております。また、本日意見書を配布いたします。後日でもよいですので、改めてご指摘いただけるとありがたいです。</p>
I 氏	<p>第4条以降で、市の責務・市民の責務・事業者の責務といった条文があるが、特に事業者について、例えば民間団体が反対の立場を示したときに、市としてどのような対応を取るつもりか。要するに協力しない場合、条例違反になるので、どのような整理になっているのか。</p>
総合政策課長	<p>他自治体の条例を参考にしていますが、条例制定するにあたりペナルティを課すと施策が進みづらくなると認識しているところです。理念条例を定めるなかで、どのようなかたちがベストか、政策が前に進むか悩んでいます。</p>
I 氏	<p>これでも強い書き方と思われる。特に第4～6条の各2項について最終的には人権違反ではないかとの指摘も出てくることも危惧される。ここについてリーガルチェックが必要と思われる。</p>
K 氏	<p>この部分はパートナーシップを取り込みたいのか。</p>
総合政策課長	<p>そのとおりです。</p>
K 氏	<p>それであれば、この部分は別項目で他のステークホルダーが連携して実施するとした方が良いと思う。また、策定のプロセスについて教えていただきたい。</p>
総合政策課長	<p>資料No.4-2 の最後に記載していますが、令和5年末までに条例案として議会に上程したいと考えているところです。何度かご意見いただいたものをブラッシュアップして12月～2月の間にパブリックコメントを実施したいと考えています。</p>
K 氏	<p>ほとんどの方はパブリックコメントに参加しないので、何かの形で広く多くの方に参画してもらえようような仕組みが必要である。特に高校生など次世代が参加して、一緒に文言を作り上げていけると素晴らしい。</p>
総合政策課長	<p>本推進会議やユースが集まる場、場合によっては専門的な方々が集まる場で条例に関するご意見がいただけるようなワークショップ・会合をセッティングできるように努力します。</p>
座長	<p>条例の作り込みについては、基本的に文言の説明があって、目的があって、定義があって、概ねこのような書きぶりになっている。その中で市の責務、市民の責務、事業者の責務が入るのが一般的である。</p>

	ぜひ他市町村の事例を参考にしながら、進めていただきたい。
K 氏	せっかく理念条例を策定するのであれば、魂を入れる作業が必要と思われる。
総合政策課長	今、ご指摘いただいた部分と各ステークホルダーへの協力体制については、現案よりもパートナーシップを明確にした方が、SDGs にも合っていると思われます。書きぶりについて工夫いたします。
座長	続いて資料No.5 について事務局より説明をお願いいたします。
総合政策課 福嶋	<p>資料No.5_離島振興計画策定スケジュールについて、ご説明差し上げます。皆様には今回初めてお願いする内容となります。資料の1ページをご覧ください。現行の新潟県離島振興計画については、離島振興法の前回の改正に併せて10年前の平成25年に策定されておりまして、本市としても計画に基づく交付金事業等を推進してきたところです。今回、離島振興法が令和4年度末で期限を迎えることから、改正法の成立に向けて、国の方で準備を進めていただいているところですが、法律の改正に併せて、離島振興計画についても、今年度中に策定することになります。</p> <p>計画の策定に当たっては、市民や有識者の意見を反映するプロセスが必要です。「推進会議」の皆様をお願いしたいのは、資料の図にご覧いただけますとおり、市の執行部で作成した計画案に対して、ご意見をいただくということになります。本日の会議では、内容の審査には入らずに、今後のスケジュール感をお示しさせていただきます。</p> <p>未だ改正離島振興法は国会に上程されておりませんが、秋の臨時国会での改正法成立を想定しまして、資料のとおり、「素案作成」「案作成」「計画公表」の三段階に分けて作業を行いたいと考えております。まず、改正法成立前の作業として、7月に市役所の庁内で現行計画の更新作業を行います。更新後の計画について推進会議でご意見をいただき、庁内で調整、修正した上で、8月中を目途に「素案」を完成します。</p> <p>前回の法改正の流れをみますと、改正法成立後に、国の説明会が都道府県を対象に開催され、その後、県から市へ情報が流れて来ますので、そのタイミングで、前段階で作成した素案に新規のエッセンスを加えて、庁内で調整、修正を行います。庁内での調整後、2回目の推進会議を開催し、会議でご意見をいただいて本市としての「案」を1月中に完成、県へ提出というのが、大きな流れになります。計画案の提出後は、県・市での調整後、県において2月にパブリックコメントを実施し、3月中に計画公表・国提出となります。</p> <p>資料2ページ目以降は、参考資料として、現行の離島振興法と振興</p>

	<p>計画の位置づけ、振興計画の体系図をお示ししております。</p> <p>2 ページ目をご覧ください。こちらでは現行の離島振興法の概要をまとめておりますが、第1条の目的や基本理念・国の責務にございますとおり、この法律は離島振興に関する国の責務等を明らかにする内容となっています。法律に基づく国の離島振興施策をより具体化して記載したものが離島振興基本方針であり、基本方針に基づいて都道府県が離島振興計画を定めることとされています。</p> <p>3 ページ目をご覧ください。こちらには離島振興計画の概要、位置づけをまとめてあります。離島振興法によりますと、国では各都道府県の計画が円滑に実施されるように交付金や地方債といった財政上の措置を行うこととされておりますので、国からの支援を受ける上で、離島振興計画の内容は非常に重要なものとなります。</p> <p>最後に、4 ページ目です。こちらでは、現行計画の構成について、項目をピックアップしております。次回の会議で、更新後の計画に対してご意見をいただくタイミングで改めて全体構成をお示ししますが、計画自体は国の財政支援も見据えた中で、かなり網羅的な内容になっています。内容を現状に即してアップデートしていく中で、足りないものを足していくことが中心的な作業になると思います。是非推進会議の皆様からも多くのご意見をいただき、より良い計画案を完成していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
座長	国から変更箇所について、予め示される部分はあるか。
総合政策課 福嶋	<p>今まだ国会に上程されていないため、繊細な部分であるが、全国離島振興協議会などで聞こえてきている情報としては医療や再生可能エネルギー等が厚めになる模様。</p> <p>佐渡市としては、医療は当然としてインフラや水道などのライフラインの維持も厚く記載しなければならないと、先日の本部会議で市長からも意見があったところ です。</p>
座長	<p>それでは、予定されておりました協議議題は以上です。</p> <p>そのほか、何かご意見等がありますでしょうか。</p> <p>それでは、本日の推進会議を閉会したいと思います。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>